

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について (お知らせ)

建設工事及び建設工事に係る設計、調査及び測量業務()における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書の取扱いを開始しますので、お知らせします。

電子証書等の申込等の発行手続きにつきましては、保証機関(保証事業会社)にご確認ください。

なお、引き続き、紙の保証証書での提出も可能です。

建設工事に係る設計、調査及び測量業務(以下「業務」という。)は、令和6年4月1日以降に契約する案件から前金払制度を導入します。

1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
前払金保証	前払金保証証書	保証事業会社
中間前払金保証(建設工事のみ)	中間前払金保証証書	保証事業会社
契約保証	契約保証証書	保証事業会社

電子化は、保証事業会社(東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業保証(株))が発行する保証証書のみが対象です。金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、これまでどおり紙の証書や証券(原本)での提出が必要です。

2 電子証書の提出方法 次頁の留意事項もご確認ください

保証契約締結後、保証事業会社から発行されたPDFファイル(保証契約番号及び認証キーが記載されたもの)を、電子メールにて工事等の所管課まで提出してください。

前払金及び中間前払金の請求については、請求書への押印を省略できるため、電子証書を含む書類一式()を電子メールにて提出することが可能です。

保証事業会社が発行したPDFファイル 建設工事等前金払(中間前金払)請求書
契約書(写) 保証契約約款(写)

3 対象となる契約

令和6年4月1日以降に契約する建設工事及び業務を対象とします。(引き続き、紙の保証証書での提出も可能です)

4 その他

建設工事及び業務の前金払制度について、以下の見直しを行いました。 ともに令和6年4月1日以降に契約する建設工事及び業務が対象です。詳細は、市ホームページをご確認ください。

業務への前金払制度の導入

契約金額が50万円以上で、保証事業会社の保証対象となる契約に限る(中間前金払は対象外)

建設工事及び業務に係る前払金及び中間前払金(中間は工事のみ)の支払限度額の撤廃

割合は変更ありません(前金払は契約金額の4割以内(業務は3割以内)、中間前払(工事のみ)は2割以内)

電子メールによる電子証書の提出にあたっての留意事項

1 電子メール送信時の留意事項

提出先のアドレス

保証事業会社から発行された PDF ファイルを提出する前に、工事等の所管課にアドレスを確認してください。

メールの件名等

メールの件名には、以下の2点を入れてください。

保証の種別（前払金保証 / 中間前払金保証 / 契約保証）

受注者名称

例：前払金保証について（ 建設(株) ）

また、メール本文中には、以下の2点を必ず記載してください。

担当者氏名・連絡先

工事（業務）名称

2 電子メール送信後の留意事項

メールの到達確認

電子メールの送信後は、契約締結等の円滑な手続きのため、必ず到達確認をしてください。